

I 福祉用具サービス計画作成SV（スーパーバイザー）養成研修

福祉用具サービス計画の作成についての講義や指導を行うSV養成プログラム
初年度は2会場（大阪・東京）で開催
第1期生は全国で99名！

2014.11.7・8 in大阪
2014.11.14・15 in東京



II 改正・福祉用具専門相談員指定講習制度等に関する説明会 2014.10.17

III 国際福祉機器展 H.C.R.2014 ワークショップ 2014.10.1

IV 「福祉用具の日」記念イベント 2014.10.3

V 会員さんピックアップ 福祉用具サービス計画作成SVとしての活動！ in 長崎

VI 制度改正情報

VII 地域行政での活躍

VIII ふくせんアラカルト

〔別紙〕

研修ポイント制度事務局通信

～今後目指すところは？～

平成25年10月にスタートした「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」（以下、研修ポイント制度）。今後目指していくところを、少しご紹介します。

結論からいうと、目指すところは“キャリアパスの仕組みづくり”です。

平成25年10月にこの制度をスタートするまで、福祉用具専門相談員の研修受講を支援・促進する仕組みはありませんでした。初めての試みだけに、まずは「ポイントを貯める」という、比較的単純なシステムから始めたのがこの制度です。

これから、福祉用具専門相談員に求められる知識（図）を経験年数等に応じて体系化し、スキルアップの指標を設定していくことが、この制度の当面の目標です。闇雲に研修を受けるのではなく、目標をもってスキルアップに取り組めるよう、時間をかけて仕組みを検討していきたいと思っております。

今年度、さっそく「研修ポイント制度検証・検討委員会」（委員長：白澤政和 桜美林大学大学院老年学研究科教授）を立ち上げ、去る1月21日に第1回の委員会を開催しました。ご利用者のために少しでも多くの知識を身につけたいとの思いで一生懸命取り組んでいる福祉用具専門相談員の努力が適切に評価される仕組みづくりに向けて、検討を進めています。

図：領域（福祉用具専門相談員に求められる知識・技術）

1. 職業倫理と社会制度に関する領域

3. コミュニケーションに関する領域

4. 福祉用具の選定と利用支援に関する領域

5. 個別福祉用具の知識・技術に関する領域

2. 利用者の生活・介護・医療に関する領域

スーパーバイザー第一期生は、大阪と東京で養成した。それぞれ遠方からの参加者も多く、2日間の研修終了者は総勢99名。全国で福祉用具専門相談員を引っばっていく面々となる。本会では、今後のさらなる養成と、養成後のフォローアップに取り組んでいく。

スーパーバイザーを養成し、職域を超えたスキルアップ・レベルアップを
福祉用具専門相談員が活躍できる場が広がる中、本会では、スーパーバイザーを全国の指定講習事業者等に紹介していく。
また、2016年4月には、ケアマネジャーの更新研修においても福祉用具に関する科目の必修化が決定している。本研修で学んだスーパーバイザーには、ゆくゆくは職域をも越えた活躍が期待されることだ。
本会では養成研修を終えたスーパーバイザー(SV)名簿をウェブサイトで公開している。

http://www.zfssk.com/sp/1411_sv/index.html

全国を通じて福祉用具サービス計画作成が一定の質を保ち提供されるよう地域で活躍する指導役の養成を目指して



↑ 大阪会場
2014年11月7・8日



東京会場
↓ 2014年11月14・15日

受講生の感想

- ・福祉用具サービス計画作成意義と標準化について、あらためて大切さと底上げの必要性を実感した。
- ・指導計画の作成演習を通じて、講師をする際のポイントの置き方や時間配分、目標達成までの手順を計画することの重要性を認識できた。
- ・スーパービジョンの基本を通じて、講師側の視点、講師として知っておくべき知識を得ることができた。
- ・実際にロールプレイングを体感し、運営のポイントや難しさを経験できた。

「福祉用具専門相談員指定講習制度」の新カリキュラムに追加される福祉用具サービス計画作成に関する科目では、福祉用具専門相談員も講師を務めることができる。これは、日常的にサービス提供の現場で福祉用具サービス計画を作成し、モニタリングを通じて計画の検証を行い、その結果をケアマネジャーに提供し、ケアプランの再検討などに役立ててもらおう業務に携わっている福祉用具専門相談員を講師として採用することの有効性が認められた証である。
さまざまな事例を経験してきた福祉用具専門相談員は、後進にとってよい指導者となる材料をたくさん持っている。実際に職場の部下や後輩に対し、「OJT」として指導している人

福祉用具専門相談員の新たな活躍の場

2015年4月に改正・施行される福祉用具専門相談員指定講習制度。カリキュラムが刷新されることは、これまで本会でお知らせしてきたとおりである。ここで注目すべきことのひとつが、「一部科目において、福祉用具専門相談員が講師を務めることができる」ようになること。これはまさに、本会が目指すものの一つであり、福祉用具専門相談員の社会的地位の向上への一歩である。そこで、一部科目のうち、福祉用具サービス計画作成について講義・指導ができる人材を育成するため、大阪と東京で「福祉用具サービス計画作成スーパーバイザー養成研修」を開催した。

も多い。彼らの経験等を研修によってフォローアップし、スーパーバイザーとして活躍の場を広げていくことが期待される。

計画作成に加え、研修の運営方法を習得

本研修では、平成25年度に厚生労働省の老人保健健康増進等事業により策定・発表した「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」に基づき、計画作成の意義や作成プロセス、作成方法等の指導について学習した。本ガイドラインは、福祉用具専門相談員の業務の標準形を示すとともに、より質の高いサービス提供を目指すべく、策定したもの。ガイドラインに基づくことで、指定講習等での講義内容の標準化を図るとともに、計画作成に係る業務プロセスにおける質を担保するねらいだ。

「スーパービジョン」「指導計画」の基礎を学習

また、指定講習の新カリキュラムでは、福祉用具サービス計画作成に関する科目の中で、事例に基づく計画の作成演習や、計画の説明等に関するロールプレイングを実施することが求められている。受講生は、実際に体験しながらその運営手法について学習した。
受講者はさらに、「スーパービジョン」「指導計画」についても学習。「スーパービジョン」は、人材育成の手法の一つ。スーパーバイザー(指導する側)は、スーパーバイザー(指導を受け

SVへの講師依頼について

各地の研修機関の要請があった場合は、本会で依頼内容や実施地域をうかがい、条件が合うSVを紹介いたします。





↑ 会場の様子。限られた時間の中、質疑応答では積極的に質問の声があがった

2014年度の国際福祉機器展H.C.R.は10月1～3日、東京ビッグサイトで開催された。本会は初日に「福祉用具サービス計画作成ガイドライン普及啓発シンポジウム」を開催した。2014年4月に厚生労働省が発表した「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」は、本会が同省の助成を受け、「福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業」の中でまとめたもの。当日は、同事業においてガイドライン部会長を務めた白澤政和氏（写真上左）・桜美林大学大学院老年学研究科教授）をコーディネーターに迎え、委員として尽力した北川貴己氏（写真上中）・株式会社北全取締役福祉事業部長）、東島弘子氏（写真上右）・前掲、渡邊慎一氏（写真下）の3名がシンポジストと



10月1日は「福祉用具の日」。例年、福祉住環境コーディネーター協会（FJC）と本会共催で記念イベントを行っている。今回は、東祐二氏（前掲）を招き、記念講演を開催した。近年の介護保険制度改正の流れや福祉用具・住宅改修の現状について、東氏の体験を交えて説明された。地域包括ケアの実現に向け、医療と介護の連携をはじめ、



記念講演のあと、福祉用具専門相談員実力ランキングテストの総合ランキング上位者の表彰式が行われた。岩元文雄氏（本会理事長）がプレゼンターを務め、多忙な業務の中にありながら優秀な成績を修めた受賞者に賞賛の言葉が贈られた。



IV

●「福祉用具の日」記念イベント●

① 記念講演

厚生労働省老健局振興課
福祉用具・住宅改修指導官・介護支援専門官

「福祉用具・住宅改修の現状と介護保険制度改正の方向性」

② 実力ランキングテスト総合ランキング上位者表彰式

2014
10/3
(東京)

さまざまな課題がある。「地域における」自助・互助・共助を今一度見直す必要があるのでは？」（東氏）

III

●国際福祉機器展H.C.R.2014ワークショップ●

福祉用具サービス計画作成ガイドライン普及啓発シンポジウム

2014
10/1
(東京)

して集い、ガイドラインの活用を呼びかけた。「介護保険サービスの中では最も遅く個別援助計画の作成が義務づけられたにもかかわらず、唯一ガイドラインが策定された福祉用具。ガイドラインは厚生労働省からもお墨付きをもらっ



↑ 本会のブースの様子。ガイドラインの内容に関する展示や、10月に発売された「福祉用具サービス計画作成ガイドブック」の紹介などに、高い関心が寄せられた。



←「福祉用具サービス計画作成ガイドブック」(中央法規出版)

たもの」（白澤氏）。この分野にかかる期待の大きさを感ずるシンポジウムとなった。



東祐二氏
厚生労働省老健局振興課 福祉用具・住宅改修指導官 介護支援専門官

説明会冒頭には、今回の指定講習制度の見直しについて、東祐二氏（厚生労働省・左記参照）による講演があった。

求められる知識範囲の拡充に対応した教育プログラムを

2015年度からの改正が決定した福祉用具専門相談員指定講習制度（老振発0602第1号平成26年6月2日）。福祉用具サービス計画の作成に関する内容が加わるなどカリキュラムの整理・見直しが行われたほか、学習内容の習得度を確保するため、修了評価の仕組みが導入されることになった。講師要件の見直しもあり、指定講習事業者は、研修プログラム等を見直す必要がある。そこで本会では、指定講習事業者が新制度に円滑に対応できるよう、説明会を開催した。また、新しい講師要件では、一部の科目で福祉用具専門相談員が講師を務められるようになったことを受け、本会が養成するスーパーバイザー（2～3頁参照）を採用していただくよう指定講習事業者へ働きかけた。

内容の指針が示されている。

同氏は、「指定講習事業者は、これを踏まえ、受講者が必要な知識を修得するために何が必要なのか、具体的な学習内容を検討する必要がある」と示唆した。

資質向上のためのガイドラインの活用

渡邊慎一氏（一般社団法人神奈川県作業療法士会会長）は、「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」の活用について解説。本ガイドラインは、福祉用具専門相談員の業務の標準形を示すとともに、より質の高いサービス提供を目指すとともに、より質の高いサービス提供を目指して策定されたもの。「福祉用具専門相談員の資質向上が、サービス提供の中での多職種連携を推進する。また、自立支援の観点から、望ましい福祉用具サービス計画の提案に結びつ

II

改正・福祉用具専門相談員指定講習制度等に関する説明会

2014
10/17
(東京)

く」と語り、本ガイドラインの内容に基づいた講習の重要性を伝えた。

教えることができる福祉用具専門相談員。SV養成について

続いて東島弘子氏（国際医療福祉大学大学院福祉支援工学分野准教授）は、本会が実施する「福祉用具サービス計画SV養成研修」について説明。前述のとおり、一部の科目では福祉用具専門相談員も講師を務められることとなった。特に福祉用具サービス計画の作成は、福祉用具専門相談員の業務に位置づけられてから間もないため、教えられる人も少ない。そこで、豊富な現場経験を活かし、スーパーバイザーができる人材としてのSVの養成を行うとして、活用を働きかけた（2～3頁参照）。

先進事例を共有

神智淳氏（お茶の水ケアサービス学院院長）は、指定講習事業者を代表して、次年度以降具体的に進めていく予定が、検討内容を発表した。カリキュラムやテキスト、実習で使う用具、講師の見直しや調整など、必要な取組みを提示。神氏は、「どんな参考にしてみようかとまわらない。指定講習の質が上がるということが大切」と惜しみなくノウハウを提供した。

また、中村太一氏（中央法規出版株式会社第1編集部編集第5課）からは、新カリキュラムに対応したテキストの紹介があった。



海田 努 氏

「ファシリテーターとしてグループに入
て、今後の課題」だと感じたことはあり
ますか。

説明する時に、SV養成研修への参加の効果を
感じました。
松尾…そのほか、今回のファシリテーターの立
場だけでなく、通常業務の中でも役立った点
があるんですよ。
SV養成研修では、「福祉用具サービス計画
作成ガイドライン」に沿った講義を受けまし
た。先日、ケアマネジャーから、要介護1の
方に自費で介護ベッドを納品するよう依頼が
あったのですが、その際、アセスメントした
結果をもとに、既往歴やベッドの必要性、目
的、選定理由をガイドラインに沿って計画書
に記入し、事前にケアマネジャーに相談して、
例外給付の申請を提案しました。その結果、
私の意図するところがしっかり伝わり、ケア
マネジャーは私の意見を取り入れてくれまし
た。SV養成研修で学んだ内容が役立って、
福祉用具サービス計画書を情報共有のツール
として、より有効に使えたと実感しました。

松尾…利用者宅を訪問していると、福祉用具
による環境整備ができれば、もっと自立支
援や介護負担軽減につながるのではないかと
思う事例が多くあります。ケアマネジャー
の更新研修において福祉用具に関する科目
が必修化されれば、福祉用具サービスの計画
書を通じて、福祉用具が利用者の疾患や障
害に対して果たす効果を、もっとうまくケ
アマネジャーに伝えていけるのではないかと
思っています。微力ながら貢献していきたい

海田(尚)…一人ひとりの意見を引き出して
きたいと思いながら、自分にはその技術が
まだ足りないと感じました。
海田(努)…私も同じです。グループの中で、
すべてのケアマネジャーとのやり取りを上手
く行うのは、非常に難しいことですね。ただ、
その要因のひとつに、福祉用具専門相談員
とケアマネジャーの立場の違いがあるとあら
ためて感じました。異なる専門職という視
点で見てもらえるよう、福祉用具専門相談
員としての発言力をつける必要があります。
松尾…私は時間調整に苦労しました。限られ
た時間の中で、福祉用具のニーズ・目標・選
定理由・留意点について十分な話し合いが
なされるよう導いていくのも、ファシリテ
ーターの重要な役割だと思います。

海田(尚)…ケアマネジャーに対しては、今後
も継続して、福祉用具の重要性を伝えてい
きたいです。もちろん、福祉用具サービス計
画書を通じて、福祉用具専門相談員には、質
の高いサービス提供のために、いかに福祉用
具サービス計画が重要かを伝えていきたいと
思っています。

— ありがとうございます。

※ケアマネジャーの更新研修においては、
2016年4月から福祉用具に関する科目が
必修化されることが決まっています。3名の
活躍がはずみとなり、全国でSVが講師や
ファシリテーターとして協力・連携してい
ける環境が築かれることを期待しています。



松尾 栄一郎 氏

と思います。

海田(努)…私は、福祉用具専門相談員の仕事
が、利用者の在宅生活の効果的な支援につな
がり、福祉用具のよさをより理解してもらえ
るよう、SVの活動を続けていきたいと思っ
ています。

海田(尚)…ケアマネジャーに対しては、今後
も継続して、福祉用具の重要性を伝えてい
きたいです。もちろん、福祉用具サービス計
画書を通じて、福祉用具専門相談員には、質
の高いサービス提供のために、いかに福祉用
具サービス計画が重要かを伝えていきたいと
思っています。

— ありがとうございます。

※ケアマネジャーの更新研修においては、
2016年4月から福祉用具に関する科目が
必修化されることが決まっています。3名の
活躍がはずみとなり、全国でSVが講師や
ファシリテーターとして協力・連携してい
ける環境が築かれることを期待しています。

福祉用具サービス計画作成SV（スーパーバイザー） としての活動！

in 長崎

本会では、福祉用具サービス計画の作成について講義・指導ができる福祉用具専門相談員、福祉用
具サービス計画作成SV（スーパーバイザー）を養成した（2〜3頁参照）。さっそく長崎県の3
名が、SVとしての活躍を報告してくれた。講師、ファシリテーターとしての取り組みをここに
紹介する。

SV活動報告 No.1

■日程／2014年11月22日（土）

■研修／長崎県介護支援専門員専門研修
課程Ⅰ

■科目／選択科目⑬サービスの活用と連携
「福祉用具・住宅改修」

■役割／福祉用具サービス計画作成のグル
ープワークのファシリテーターとして

■参加者／3名（①氏名 ②所属 ③福祉用具
専門相談員としての経験年数）

① 海田尚広（かいだたかひろ）氏
② 有限会社アイフルケア代表取締役
③ 20年

① 海田努（かいだつとむ）氏
② 株式会社カイダ・アイフルケア代表取締役
③ 19年

① 松尾栄一郎（まつおえいいちろう）氏
② 長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社 福祉用
具・介護用品センター ③ 8年

— SVとしてのこの研修のファシリテーターを
するきっかけは？

海田(尚)…実は、この研修には4年前から講
師やファシリテーターとしてかかわっている
んです。今回は、「福祉用具サービス計画作
成スーパーバイザー養成研修」（以下、SV
養成研修）で学んだ内容を振り返りながら
取り組みました。

— なぜ、SV養成研修を受けてみようと思っ
たのでしょうか。

海田(尚)…私は、長崎県内の福祉用具専門相
談員の専門性の向上に寄与するとともに、ケ
アチームの一員として利用者を支援できる、
質の高い福祉用具サービスを提供できる専門
職でありたいと常々思っているからです。S
Vとして登録し、今後も貢献していければと

思い、受講しました。

松尾…私はそんな海田さんに、県の介護支援専
門員実務者研修会のファシリテーターとして
の参加を誘われたことがきっかけです。海田
さんがケアマネジャーからの困難ケースの相
談に対し、的確なアドバイスで信頼関係を築
いている姿を見て、自分もそんな関係づくり
ができるようになりたいと上司に相談し、受
講することになりました。

— 今回ファシリテーターを務めるにあたっ
て、SV養成研修で学んだ内容は役立ちま
したか。

海田(努)…以前より心に余裕ができましたね。
松尾…そうですね。グループワークを行って
いる時にも、その進行を客観的にみられるよう
になりました。

海田(尚)…よりよい福祉用具サービス計画の
作成にあたって、ケアプランの1・2表がい
かに大切か、ということをケアマネジャーに



海田 尚広 氏

2015年度制度改正情報

平成27年1月15日時点

2015年は制度改正の年。4月1日から福祉用具サービスがどう変わるか、簡単に解説する。

資格要件の厳格化

介護保険法施行令の一部が改正され、福祉用具専門相談員の資格要件が見直される。養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）は要件から外れ、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者（介護福祉士、社会福祉士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士）および福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定される。経過措置期間は1年。養成研修修了者で現在福祉用具専門相談員として従事されている方は、平成28年3月31日までに指定講習を修了する（もしくは国家資格を保有する）必要がある。

指定講習カリキュラムの見直し

福祉用具専門相談員の入口である指定講習のカリキュラム等が見直される。これまで40時間であった講習が50時間になるほか、習熟度をはかるための修了評価が実施される。

「自己研鑽^{けんさん}の努力義務」規定化

2015年1月9日の介護給付費分科会で諮問答申され、運営基準に以下の内容が盛り込まれる方向。

「福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、現に従事している福祉用具専門相談員について、福祉用具貸与（販売）に関する必要な知識の修得及び能力の向上といった自己研鑽に常に努めることとする。」

◆「研修ポイント制度」をご活用ください◆

研修ポイント制度は、研修の受講実績をポイントに換算して公表する制度。第三者から見えにくい自己研鑽の取り組みをポイントで「見える化」できます。実地指導に活用できる資料も整備できます。

介護保険対象品目の追加

福祉用具貸与品目では「介助式電動車いす」が「車いす」の範囲に、購入品目では「水洗式ポータブルトイレ」が「腰掛便座」の範囲に追加される。ただし、水洗式ポータブルトイレにおける保険給付はトイレの購入費だけに

地域行政での活躍

●介護給付適正化事業の調査員としてー東京都世田谷区

ふくせん会員、行政の介護給付適正化事業に貢献

■本会では、東京都世田谷区が介護給付適正化事業のひとつとして行う「福祉用具購入に係る訪問調査」に、本会の東京都ブロック会員を調査員として派遣する形で協力しています。今回は、11月に新たに調査員として登録してくださった須田さんをご紹介します。

株式会社やさしい手には、すでに何名か調査員を派遣していただいております。



株式会社やさしい手
住環境事業部
須田 肇さん
(すだ はじめ)

自立した日常生活を営むために、福祉用具が有効に活用されているかどうかに着目し、誰でも、いつでも、安心して福祉用具を利用できる環境づくりに貢献できるよう取り組んでまいります。

限られ、設置に必要な工事費は自己負担となる。住宅改修では、「便座の位置変更、向きの変更」が「洋式便器等への便器の取替え」の範囲に追加される。

◆改正情報は、本会ウェブサイト「厚生労働省情報提供」「ふくせんレポート」などでもご覧いただけます。

り、その明るく元気かつ丁寧な対応に好評をいただいています。
さらなる調査員の追加、機動力の強化を目指して検討をお願いしたところ、新たに須田さんにご協力いただけることになりました。

◆東京都ブロック会員で調査員に興味のある方は、事務局までご連絡ください。お待ちしております。

ふくせん ふくせんレポート 第011号

発行所

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7

ローレル三田 404

TEL : 03-5418-7700 FAX : 03-5418-2111

URL : <http://www.zfssk.com/>

編集協力 株式会社 東京コア

発行日 2015年2月1日

ふくせんアラカルト

●新入賛助会員紹介

●プラス・ワン運動

●イベント告知

新入賛助会員の紹介

2014年度は、新たに6社が賛助会員としてご入会くださいました。(以後も随時募集しています。くわしくは、ふくせん事務局まで)

■株式会社イーストアイ

主な商品…歩行器「セーフティアームシリーズ」

など

■株式会社星光医療器製作所

主な商品…歩行器「アルコー」など

■徳武産業株式会社

主な商品…介護用シューズ「あゆみシューズ」など

■矢崎化工株式会社

主な商品…手すり「たちあつぷシリーズ」など

■ユニ・チャームヒューマンケア株式会社

主な商品…自動排泄処理装置「ヒューマニー」など

■株式会社ウイズ

主な商品…床ずれ防止用具「ナースングラッグ」など

(申込順)

どの企業・団体も、福祉用具業界の発展を願い、本会の活動に賛同し、ご支援・ご協力くださっています。賛助会員名簿(全29社、2015年1月現在)は本会ウェブサイトにご紹介していますので、ぜひご覧ください。

本会の取り組み

「会員増強・プラスワン運動」

本会では、「会員増強・プラスワン運動」を展開しています！

「会員増強・プラスワン運動」って？

会員一人ひとりにご協力をお願いし、会員を増やす運動です。ひとりが1名の会員を獲得する(「プラスワン」)ことで、会員増強、組織強化をはかることが目標です。

政策では、福祉用具サービス計画の作成や福祉用具専門相談員の専門性の向上が打ち出されるなど、福祉用具専門相談員の役割は高まりつつあります。

社会の求める役割に corres 応することはもちろん、役割が拡大する中で現場で奮闘する福祉用具専門相談員の率直な声を国に届けていくためにも、会員増強による組織強化は必要不可欠です。

会員のみなさまにも、会員募集活動や運動の周知に、ぜひご協力をいただければ幸いです。

イベント告知

■シンポジウム「在宅における介護ロボット普及の課題と福祉用具専門相談員の役割」(仮)

本会が今年度取り組んでいる厚生労働省老人保健健康増進等事業の一環として、基調講演・シンポジウムを開催します。メーカー各位にご協力いただき、介護ロボットの説明・展示も行います。

□日時/2015年2月24日(火)午後

□基調講演/東祐二氏(厚生労働省老健局振興課)

□シンポジウム/伊藤利之氏(横浜市総合リハビリテーションセンター顧問)、他

□協力メーカー/アロン化成株式会社、大和ハウス工業株式会社

ブロック総会・研修会スケジュール

本会では、各都道府県ブロックごとに、総会と研修会を行います。会員の皆様は、ぜひご予定ください。

■2/5 岩手県ブロック

■2/6 青森県ブロック

■2/12 愛知・岐阜・三重県ブロック

■2/20 沖縄県ブロック

■2/25 石川・富山・福井県ブロック

■3/6 千葉県ブロック

■3/14 長崎県ブロック

■3/18 静岡県ブロック